

令和 7 年第 4 回臨時町議会

—— 行 政 報 告 ——

令和 7 年 7 月 9 日 提出

俱知安町長 文 字 一 志

巽地区の無断開発について

巽地区における無断開発につきまして、6月定例会以降の経過をご報告いたします。

巽地区の民有林が法令に定められた手続きを経ること無く伐採され、住宅建築工事が着手されていたことは、極めて遺憾であります。

本件について、6月20日に「無断開発は決して許しません!!」の町長コメントを、倶知安町公式ホームページ等に掲載いたしました。

その後、6月24日に振興局が現地調査を行い、開発行為面積が1ヘクタールを超えており、都市計画法に基づく開発許可申請が必要な規模であることが確認されました。

翌25日には、関係する事業者2社を倶知安町役場に呼び、後志総合振興局長から無許可開発行為の工事停止勧告を行うとともに、町長・後志総合振興局長両名から法令遵守を厳重に申し入れ、7月4日までに改善措置について文書で回答するよう求めました。事業者からは、その場において謝罪とともに今後法令を遵守するとの発言があったところです。

また同日、町長及び後志総合振興局長連名のコメントを発表し、町及び振興局のホームページ等に掲載しました。

申し入れにおいては、「倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」に基づき無届行為の報告及び地域説明会を行うこと。都市計画法に基づき北海道の開発行為許可を受けること。建築工事を停止すること。伐採された土地の植栽などを確実に実施することを指示し、また、建設リサイクル法、建築物省エネ法、土壤汚染対策法、国土利用計画法、北海道の水資源保全条例に関しても、早急な届出等を求めました。

7月3日に両事業者から改善措置計画書の提出があり、計画書には謝罪と法令に基づいた必要な手続きを早急に取り進めることが記されておりしました。

町は今後、倶知安町景観計画条例に基づく無届行為報告書の内容審査などを行ってまいります。

また、道は、事業者が都市計画法の基準を遵守した開発行為許可申請の提出や、伐採された森林の復旧工事の継続、その他関係法令に定められた届出等を行わせることとなります。

この度、倶知安のシンボルである羊蹄山の麓で、無断伐採等の違法行為があったことは、痛切の極みであります。羊蹄の豊かな森林資源は水源の涵養、自然景観の形成により、この町に暮らす我々住民やこの町を訪れる人々に、無限の恵みを与えてくれる存在であり、慎重に、そして大切に扱われるべきものであることは、言うまでもありません。

無断開発は決して許されません。

法令違反状態の早期の解消に向け、今後とも、関係事業者に対して振興局と共に強く指導してまいります。

また、先人から受け継いだこの大地を大切にし、愛着と誇りを育み、次の世代につなげていく為、これからも不断の努力を続けてまいります。

以上、行政報告といたします。